

平成 30 年 8 月 8 日
消 費 者 庁

「健康増進法施行令第 3 条第 2 号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、
項目及び額の一部改正（案）」に関する意見募集の結果について（概要）

消費者庁では、「健康増進法施行令第 3 条第 2 号の規定に基づき内閣総理大臣
が定める区分、項目及び額の一部改正（案）」を公表し、広く国民の皆様から御
意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知
らせいたします。

なお、乳児用調製乳における分析項目及び額のうち、実際の分析に必要な経費
について、分析機関からの聴取及び「特別用途食品の表示許可等について」の一
部改正の通知（案）に対する御意見の内容を踏まえ、意見募集時から修正を行な
っております。

1. 意見募集期間：平成 30 年 5 月 31 日～平成 30 年 7 月 2 日
2. 意見提出方法：電子メール、ファックス又は郵送
3. 寄せられた意見総数：1 件
4. 寄せられた意見の概要と意見に対する考え方：別紙のとおり

「健康増進法施行令第3条第2号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正（案）」に対する御意見及び御意見に対する考え方

| 御意見 | 御意見に対する考え方 |
|--|---------------------------------------|
| <p>本改正趣旨に賛成である。乳児用の調整乳には調製粉乳だけでなく調製液状乳も加えられるべきであるとする。乳児用調製液状乳の追加は適切な改正であるとする。</p> <p>なお、健康増進法施行令第3条第2号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正（案）新旧表における、「たんぱく質、脂質、灰分」という様な表示については当方はあまり好ましいとは思われないのであるが（「灰分」（燃焼させた後に残る成分、であろうか）といってもこれではどの様な成分なのかが分からない。）、この様な形での成分の表示については、今後、変えていくのが望ましいのではないかと考えられる事について、意見する。</p> | <p>御意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。</p> |